

国立歴史民俗博物館管理部会議規程

〔平成19年4月1日〕
〔歴博規第65号〕

最近改正 令和元年6月5日

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館管理部に、管理部会議（以下「会議」という。）を置くことができる。

(任務)

第2条 会議は、管理部内の連絡・調整事項について情報の共有を行うものとする。

(構成)

第3条 会議は、管理部所属の部長、課長及び室長で構成する。

(会議)

第4条 会議は、管理部長が招集し、議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第5条 会議が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議について必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。